

平成20年度市県民税(国民健康保険税・介護保険料)申告のご案内

平成20年度（19年分）の市県民税（国民健康保険税・介護保険料）の申告受付を2月18日(月)から各会場で行います。

1月21日(月)発送の区長文書で市県民税申告書を配布します。市県民税申告書1枚、申告案内文書1枚、申告日程表1枚、合わせて3枚をホッチキスにとめて全戸配布します。昨年同様、氏名等は記載しておりませんのでご承知願います。

なお、市県民税申告書が不足する場合は、本庁税務課または各総合支所税務係および申告会場で準備していますのでよろしくお願ひします。

○還付申告を2月1日(金)から受け付けます

給与や年金所得者で、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けようとする方、平成19年の中途で退職した後、就職せずに年末調整を受けなかった方、年金所得者で年末調整されていない方は2月1日(金)から、本庁税務課または各総合支所税務係にて還付申告の受け付けを行います。

○国東地区で申告をされる方へ

今年度より、地区相談日以外に本庁に来られる方は、税務課内の申告受付は行わず、別室を設けて申告を受け付けることとなりました。その関係で、本庁での申告受付は大変混雑することが予想されますので、国東地区の方は、必ず地区相談日をご利用ください。

○住宅ローン減税（住宅借入金等特別控除額）の調整

所得税から住宅ローン控除額を控除しきれなかった分は、住民税（所得割）から控除されます。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合は、3月17日(月)までに、本庁税務課または各総合支所税務係へ「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

なお、申告書は税務課に用意しておりますが、申告の際には源泉徴収票が必要となりますので必ずご持参ください。

問い合わせ

国東市役所税務課市民税係	☎0978⑦1111 内線131・132
国見総合支所地域総務課税務係	☎0978⑧1111 内線224・225
武藏総合支所地域総務課税務係	☎0978⑥1111 内線18・19
安岐総合支所地域総務課税務係	☎0978⑦1111 内線206・207

法定調書の提出は1月31日まで

給料、報酬、不動産の使用料等を支払った場合には、支払先の住所、氏名、支払金額等を記載した源泉徴収票や支払調書等（総称して「法定調書」といいます。）を税務署に提出することになっています。

この法定調書は、利子、配当等の一部を除き、一年間の支払分を取りまとめて提出するもので、平成19年中の支払に係る法定調書の提出期限は、1月31日(木)までとなっていますから、記載誤りのないよう正確に記載し期限までに提出してください。

なお、法定調書の提出については、「国税電子申告・納税システム（e-TAX）」を利用してインターネットでの提出ができます。詳細については、別府税務署までお気軽にお尋ねください。

問い合わせ 別府税務署 ☎0977②3111